

石岡市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定により、石岡市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 石岡市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、教育委員会教育総務課のホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、教育委員会教育部長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合において、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 議題及び議事の趣旨
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合において、第2条第2項の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。